

第2回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の審議概要について

1. 6月18日(水)14時00分より、さいたま新都心合同庁舎2号館災害対策室において、第2回首都圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。

2. 協議会幹事会においては、大深度地下利用等に関する最近の状況についての情報提供などが行われた。その主な内容は、以下の通り。

(1) 大深度地下をめぐる最近の状況等について

○ 国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課より、大深度地下使用制度の概要について説明がなされ、引き続き、大深度地下使用法による認可第1号となった神戸市大容量送水管整備事業について、事業の概要及び認可処分までの手続き等に関する説明がなされた。

○ 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所より、東京外かく環状道路(東名高速～関越道間)の現況について説明がなされた。

(2) 平成19年度大深度地下利用推進調査の概要報告について

○ 国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課より、平成19年度に実施した大深度地下利用推進調査の概要について説明がなされた。

(3) その他

協議会構成員の組織変更等について事務局から報告がなされた。

3. 主な質疑応答等

(2) 平成19年度大深度地下利用推進調査の概要報告について

大深度地下の使用に関して、あらかじめ大深度地下の区域が設定されているものなのか。それとも事業者が状況に応じて設定するものなのか。

大深度地下については、事前に設定されているものではなく、事業箇所において事業者がボーリング調査等を行って特定する。

(3) その他

大深度地下に道路を整備する場合、建築基準法の道路内の建築制限が及ぶのか。立体都市計画と、道路の立体的区域を設定すれば、建築制限はない。